

⑦ 給与支払報告書(総括表)

令和7年1月31日までに提出してください。

(あて先)魚津市長あて

令和7年 月 日提出

※

⑦指定番号

新規・継続

①給与支払者の法人番号または個人番号

給与支払者	フリガナ			⑧事業種目			
	②氏名又は名称			⑨受給者総員		人	
	③所在地(住所)	〒	令	魚津市分報告年度員	⑩特別徴収(給与天引)	人	
	④代表者の氏名	☎	7		⑪普通徴収(退職者)	人	
	⑤ご担当 所属部署・氏名 電話番号	所属部署: 氏名: ☎: () (内線)			⑫普通徴収(退職者を除く)	人	
⑥会計事務所等の名称・電話番号			⑬合計			人	
⑥会計事務所等の名称・電話番号				⑭納入書送付	要 ・ 不要		
⑮年末調整の際、他社分給与を含めていますか？ (含む場合は、必ず摘要欄に記載願います。)							
はい ・ いいえ							

※総括表に個人別明細書を添えて提出してください。

※名称・所在地に変更や誤りがある場合は、朱書で訂正願います。

特別徴収の完全実施について（お知らせ）

富山県と県内全市町村では、平成29年度から原則すべての事業主の皆様を特別徴収義務者に指定し、事業主の皆様は、従業員の方の個人住民税を特別徴収（給与天引き）により納めていただくことになりました。パート、アルバイト、役員等を含むすべての従業員が特別徴収の対象になります。特別徴収義務者である事業主には、5月に特別徴収税額の決定通知書を送付いたしますので、6月以降の給与支給時に従業員の個人住民税を特別徴収し、各市町村へ納入してください。

なお、普通徴収が認められる例外基準に該当する場合のみ、給与支払報告書と併せて「普通徴収切替理由書」を提出することで、普通徴収への切替が可能です。

納税者の利便性向上や納税者間の公平性確保等の観点から、県内全市町村で特別徴収の実施を推進していますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

※納期の特例…全従業員数が常時10人未満の事業所については、各市町村へ申請し承認を受けた場合、通常は毎月の納入から年2回の納入に変更することができます。この特例は納期に関する特例ですので、従業員の方の給与からは毎月徴収してください。

魚津市提出用

普通徴収切替理由書

指定番号	給与支払者の名称
------	----------

普通徴収として提出する給与受給者の人数と理由は以下のとおりです。

符号	普通徴収切替理由	人数
普A	常時二人以下の家事使用人(家政婦・ベビーシッター等)のみに給与等の支払をする事業者 【注意】専従者は、この理由に該当しません。	人
普B	他の事業所で特別徴収されている者 ※乙欄であっても他の事業所で特別徴収されていなければ該当しません。	人
普C	給与が少額で特別徴収税額の徴収（天引き）ができない者（年間の給与支払額が93万円未満）	人
普D	給与の支払が不定期で、毎月支給されない者（休職者や産休・育休の方も含みます）	人
普E	退職者または退職予定者（令和7年6月分以降、特別徴収をしない者）	人
普通徴収合計人数（総括表⑪+⑫の人数と一致します）		人

●普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号「普A、普B」などを必ず記入してください。なお、記入されている普通徴収切替理由に該当しないと判断される場合、特別徴収となることがあります。

●この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則、特別徴収対象者となります。

●eLTAXご利用の場合は、普通徴収の欄に必ずチェックを入れ、摘要欄に該当する符号「普D」などを入力してください。空欄の場合、特別徴収となることがあります。

（※eLTAXご利用の場合、普通徴収切替理由書の添付は不要です。）

（※退職者または退職予定者について、普通徴収欄にチェックがなく、摘要欄に普Eと入力がない場合、すでに異動届を提出済みでも特別徴収となることがあります。）

◎下図のように、徴収区分ごとに取りまとめて提出してください。

